

令和7年度第1回伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時 令和7年5月27日（火）

午後2時から

場所 伊達市役所東棟4階

401会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 説 明

伊達市地域公共交通活性化協議会について

4 報 告

報告第1号 地域公共交通の利用状況について

5 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告について

議案第2号 令和6年度会計収支決算について

議案第3号 令和7年度事業計画（案）について

議案第4号 令和7年度予算（案）について

議案第5号 路線バス「伊達経由保原線」の運行経路の変更について

議案第6号 計画の期間延長について

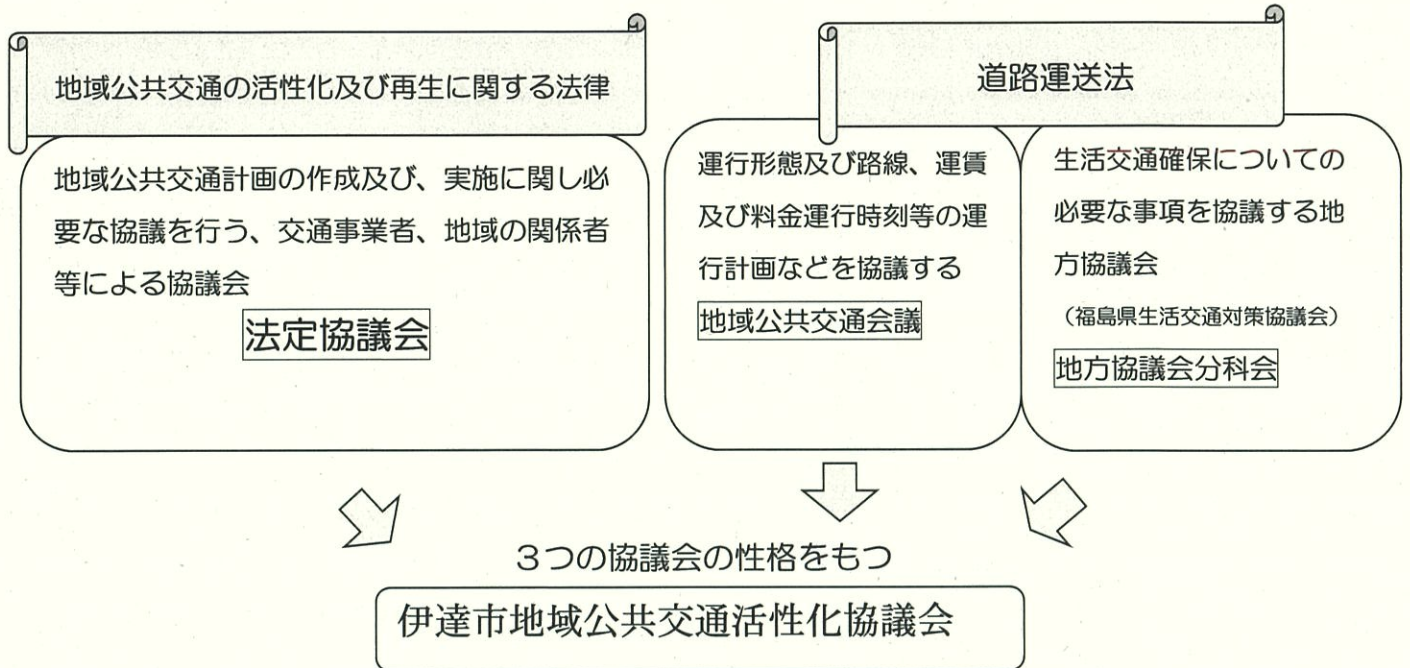
6 その他

7 閉 会

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名	出欠	代理出席者役職	代理出席者
1	伊達市	市長	須田 博行	会長	○		
2	福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	副会長	○		
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩		○		
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	菅野 智也		○		
5	伊達警察署	交通課長	小川 昌宏		○	交通第一係長	森田 孝男
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査課長	鷹木 譲		○		
7	福島県保原土木事務所	所長	國分 彰成		○		
8	伊達市建設部	参事兼建設課長	小賀坂 克浩		○		
9	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		欠		
10	福島交通株式会社	福島支社乗合営業課長	八巻 健		○		
11	東日本旅客鉄道株式会社福島支店	福島支店長	斎藤 陽一		欠		
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	富田 政則		欠		
13	一般社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村 雅恵		欠		
14	伊達地区タクシー協議会	会長	寺島 大樹		○		
15	伊達市商工会	会長	渡邊 武		○	事務局長	半沢 信光
16	保原町商工会	会長	佐藤 晃司		○		
17	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	国嶋 章		○		
18	自交総連東北地連福島県協議会	議長	渡辺 良春		欠		
19	伊達川東地区協議会	会長	佐藤 富雄		○		
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷 勝男	監査	○		
21	NPO法人保原中央自治振興会	理事長	斎藤 徹雄		欠		
22	掛田自治協議会	会長	森久保 操		○		
23	月舘地域自治組織連絡協議会	会長	千葉 康生		欠		
24	伊達市PTA連絡協議会	副会長	鈴木 克三		欠		
25	伊達市連合婦人会	上保原婦人会長	遊佐 範子		欠		
26	伊達市老人クラブ連合会	会長	斎藤 健一		○		
27	伊達市社会福祉協議会	常務理事	原 好則	監査	○		

平成 19 年 10 月に施行された地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、市町村が中心となって関係者と共に総合的に検討し、合意形成を図り、長期的に持続できる公共交通の実現に取り組むための協議会（法定協議会）として、平成 20 年 3 月 18 日に設置された協議会。
 ※本協議会は、福島県生活交通対策協議会（地方協議会）の分科会も兼ねている。



【伊達市地域公共交通活性化協議会の協議事項】

平成 19 年度	伊達市地域公共交通活性化協議会の発足
平成 20 年度	伊達市地域公共交通総合連携計画の策定 乗合バス路線の再編
平成 21 年度	平成 21 年 10 月から霊山・月舘まちなかタクシー本格運行 乗合バス路線の再編
平成 22 年度	平成 22 年 10 月から梁川・伊達まちなかタクシー本格運行 乗合バス路線の再編
平成 23 年度	霊山・月舘まちなかタクシーの月舘エリア延長
平成 25 年度	まちなかタクシーの霊山－保原線、伊達－保原線の新設
平成 27 年度	伊達市地域公共交通網形成計画の策定
令和 2 年度	路線バス藤田経由小坂線の一部廃止及び減便 伊達市地域公共交通計画の策定 伊達市地域公共交通利便増進実施計画の策定
令和 4 年度	路線バス「川俣・掛田」の廃止
令和 5 年度	令和 6 年 4 月から霊山・月舘まちなかタクシー及び梁川・伊達まちなかタクシー利用料金改定
令和 6 年度	福島県地域公共交通計画及び福島県地域公共交通利便増進計画の策定に関する協議

※事業計画・収支予算等を除く

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)の策定及び公共交通計画の変更に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市市民生活部生活環境課(以下「生活環境課」という。)内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第15条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を生活環境課内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

別表 2（第 10 条の 2 関係）

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

地域公共交通の利用状況について

J R 東北本線利用者数

(単位：人)

駅名	区分	R02	R03	R04	R05	R06
伊達	乗車	288,000	290,000	312,000	288,000	
合計		288,000	290,000	312,000	288,000	

出典：「福島県統計年鑑」

阿武隈急行線利用者数

(単位：人)

駅名	区分	R02	R03	R04	R05	R06
高子	乗車	14,944	15,380	9,941	16,091	16,671
	降車	17,421	18,172	12,382	20,168	19,918
上保原	乗車	50,798	57,244	37,770	58,532	56,423
	降車	52,172	59,715	40,691	62,018	60,036
保原	乗車	133,859	138,504	86,989	145,684	144,690
	降車	132,109	136,656	86,186	146,763	145,230
大泉	乗車	59,358	60,934	33,902	51,990	54,095
	降車	60,916	62,192	35,169	54,008	55,968
二井田	乗車	8,353	8,766	5,653	7,387	6,578
	降車	8,979	9,501	6,344	8,447	7,507
新田	乗車	29,864	28,341	17,307	24,028	26,112
	降車	30,845	30,391	19,685	26,605	28,941
梁川	乗車	57,815	63,456	51,960	81,651	85,652
	降車	58,503	63,965	52,421	81,810	85,474
やながわ希望の森 公園前駅	乗車	37,978	33,072	17,685	27,469	26,848
	降車	39,953	35,090	19,027	29,503	29,274
富野	乗車	3,968	2,930	3,062	3,933	4,729
	降車	3,642	2,747	2,402	3,569	3,921
兜	乗車	8	117	106	158	403
	降車	83	148	202	289	314
計	乗車	396,945	408,744	264,375	416,923	422,201
	降車	404,623	418,577	274,509	433,180	436,583
合計		801,568	827,321	538,884	850,103	858,784

出典：阿武隈急行株式会社「乗降人員表」

路線バス利用者数

(単位：人)

No.	系統名称	R02	R03	R04	R5	R6
1	藤田	57,060	96,451	116,021	113,209	123,168
2	桑折	35,102	30,693	36,154	34,044	35,177
3	伊達	45,817	42,369	47,170	45,919	52,391
4	藤田經由小坂	79,799	-	-	-	-
5	伊達經由保原	70,291	62,228	73,306	72,858	77,171
6	伊達經由掛田	88,291	86,681	113,401	105,666	107,277
7	月の輪經由梁川	87,926	75,958	112,888	97,412	101,576
8	月の輪經由保原	79,462	67,690	93,245	86,252	88,468
9	月館經由川俣	23,561	21,181	25,034	26,150	27,421
10	川俣・掛田	4,492	4,576	4,312	2,018	-
11	大波經由掛田	80,725	73,859	84,588	84,608	87,757
12	伊達經由湯野	34,329	32,841	36,007	35,939	38,204
13	掛田・山野川・霊山神社	10,305	11,140	9,419	8,317	6,025
14	掛田・追分	3,324	3,338	2,738	2,480	2,780
15	掛田・山戸田・掛田	6,981	8,046	6,489	5,606	4,800
合計		707,465	617,051	760,772	720,478	752,215

出典：福島交通株式会社より

デマンド交通利用者数

(単位：人)

名称	R02	R03	R04	R5	R6
ほばらまちなかタクシー	23,819	23,543	22,100	23,251	22,788
霊山・月館まちなかタクシー	11,088	11,804	11,760	15,079	14,744
伊達・梁川まちなかタクシー	13,125	13,886	14,889	15,699	17,343
国見まちなかタクシー	1,336	1,235	1,286	1,565	1,749
合計	49,368	50,468	50,035	55,594	56,624

出典：「ほばらまちなかタクシー運行実績表」

「霊山・月館まちなかタクシー利用状況」

「梁川・伊達まちなかタクシー利用状況」

「国見まちなかタクシー伊達市在住者利用者」

議案第1号

令和6年度事業報告について

令和6年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業を次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年5月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 須田 博行

	事 項
令和6年5月1日 (書面)	第1回阿武隈急行線再生支援協議会に参加 ・令和6年度施設整備事業等
令和6年5月14日	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会に参加 ・令和6年度事業計画等 霊山・月舘まちなかタクシー運行委員会に参加 ・令和6年度事業計画等
令和6年5月31日	第6回阿武隈急行線在り方検討会に参加
令和6年6月3日	第1回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・令和6年度事業計画等
令和6年6月5日 (書面)	阿武隈急行沿線開発推進協議会総会に参加 ・令和6年度事業計画等
令和6年6月26日 (書面)	第2回阿武隈急行線再生支援協議会に参加 ・令和6年度施設整備事業(追加分)
令和6年8月5日	第9回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会に参加 ・令和6年度事業計画等
令和6年8月12日	阿武隈急行利用促進関係 ・阿武隈急行 伊達のふる里夏祭り企画切符事業
令和6年9月15日	阿武隈急行利用促進関係 ・あぶQウォーク 高子二十境巡りコース(181名参加)
令和6年10月6日	阿武隈急行利用促進関係 ・あぶQウォーク 歴史と自然満喫コース(181名参加)
令和6年10月7日	第1回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・令和6年度事業計画等
令和6年10月18日	第2回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県地域公共交通計画の変更等について

令和6年11月11日	第7回阿武隈急行線在り方検討会に参加
令和6年12月1日 ～ 令和7年1月31日	阿武隈急行利用促進関係 ・「わたしたちのあぶくま急行絵画コンクール」車内展示 483点展示（伊達市内の児童分145点）
令和6年12月4日 （書面）	第3回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・地域公共交通確保維持改善事業評価（案）について（提示）
令和6年12月24日	第3回阿武隈急行線再生支援協議会に参加 ・令和7年度施設整備事業等
令和6年12月26日 （書面）	第4回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・地域公共交通確保維持改善事業評価（案）について（修正）
令和7年1月22日	第10回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会に参加 ・阿武隈急行線沿線地域公共交通網形成計画（前期）の評価等
令和7年1月31日	第8回阿武隈急行線在り方検討会に参加
令和7年2月10日 （書面）	第4回阿武隈急行線再生支援協議会に参加 ・阿武隈急行鉄道生活交通改善事業計画について
令和7年2月13日	第5回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画（案）について
令和7年2月14日	交通事業者等関係者会議（デマンド交通）の開催 ・デマンド交通の見直し
令和7年3月7日 （書面）	第9回阿武隈急行線在り方検討会に参加
令和7年3月28日	第10回阿武隈急行線在り方検討会に参加

議案第2号

令和6年度会計収支決算について

令和6年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告する。

令和7年5月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

収入決算額	375,528 円
支出決算額	36,578 円
差引残額	338,950 円(次年度繰越)

1. 収入 (単位: 円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	50,000	50,000	0	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	144	△ 856	預金利子
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	325,384	325,384	0	繰越金
合 計			376,384	375,528	△ 856	

2. 支出 (単位: 円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	120,000	31,200	△ 88,800	委員費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	60,000	5,378	△ 54,622	郵送代等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	170,000	0	△ 170,000	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	26,384	0	△ 26,384	
合 計			376,384	36,578	△ 339,806	

会 計 監 査 報 告 書

令和6年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、令和7年5月8日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、適正かつ正確であることを認めました。

令和7年5月8日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員

名谷 勝男



監査員

原 好則



議案第3号

令和7年度事業計画(案)について

令和7年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業計画を次のとおり定める。

令和7年5月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

	事 項
令和7年4月16日 (書面)	第1回阿武隈急行再生支援協議会に参加 ・令和7年度施設整備事業等
令和7年4月25日	第11回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会に参加 ・経営改善のための提言の報告
令和7年5月19日	第2回阿武隈急行再生支援協議会に参加 ・経営改善のための提言の報告
令和7年5月27日	第1回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・令和7年度事業計画等
令和7年6月	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会に参加 ・令和7年度事業計画等 霊山・月舘まちなかタクシー運行委員会に参加 ・令和7年度事業計画等
令和7年6月	阿武隈急行沿線開発推進協議会総会に参加 ・令和7年度事業計画等
令和7年6月	第1回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県地域公共交通計画利便増進実施計画について
令和7年6月	第12回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会に参加 ・令和7年度事業計画等
令和7年9月	第2回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・令和8年度事業計画等
令和7年10月	第2回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画について
令和7年10月	伊達市地域公共交通活性化協議会部会の開催 ・伊達市地域交通計画及び伊達市地域公共交通利便増進実施計画について

令和 7 年 11 月	第 3 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・伊達市地域交通計画及び伊達市地域公共交通利便増進実施計画について
令和 8 年 2 月	第 3 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画について
随時	交通事業者等と協議・打ち合わせ

※地域公共交通に関する情報提供については、伊達市市政だより、HP、SNS 等により、各交通機関の情報を掲載。

※阿武隈急行線の利用促進に関しては、阿武隈急行株式会社及び沿線自治体で構成される阿武隈急行沿線開発推進協議会で各種事業を実施予定。

議案第4号

令和7年度予算(案)について

令和7年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業収支予算を次のとおり定める。

令和7年5月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1. 収入

(単位：円)

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	136,000	50,000	86,000	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利子等
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	338,950	325,384	13,566	前年度繰越金
合 計			475,950	376,384	99,566	

2. 支出

(単位：円)

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	300,000	120,000	180,000	会議資料、費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	20,000	60,000	△ 40,000	消耗品費、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	150,000	170,000	△ 20,000	利用促進事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	5,950	26,384	△ 20,434	
合 計			475,950	376,384	99,566	

科目間の予算の流用については会長に一任する。

議案第5号

路線バス「伊達経由保原線」の運行経路の変更について

路線バス「伊達経由保原線」の運行経路の変更について、次のとおり承認を求める。

令和7年5月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 経過

福島交通株式会社が運行する路線バス「伊達経由保原線」については、国道399号線を運行し、北福島医療センターを経由し保原町を終点として運行している。

「伊達経由保原線」の見直しは伊達市地域公共交通利便増進実施計画に基づき実施されるものであり、利用者が少ない区間の廃止や保原駅前への乗り入れを行うこととされている。

2 具体内容

福島交通株式会社が運行する路線バス「月の輪経由保原線」と「月の輪経由梁川線」は、福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき令和7年10月から統合されることとなっている。統合に伴い、保原駅前や伊達高校前を通る路線がなくなってしまうため、空白区間が生じてしまうこととなる。

また、梁川高校の閉校に伴い、伊達高校や福島市内の高校への通学ニーズが増加しているため、一体的な見直しによる利便性や効率性の向上が必要となっている。

保原駅前は主要拠点であることから、保原町内を運行する「伊達経由保原線」の停留所変更と一部運行経路変更により空白区間を解消し、新たなニーズの取り込みを行い、市民の利便性の維持・向上に努めるもの。

3 経路を廃止しようとする区間

路線名	起点	終点	変更区間
伊達経由保原線	福島駅東口	猫川	保原栄町交差点～猫川

※別紙路線図参照

4 経路を変更しようとする区間

路線名	起点	終点	変更区間
伊達経由保原線	福島駅東口	保原駅	栄町東交差点～保原駅

※別紙路線図参照

5 停留所を廃止する場所

路線名	停留所名	所在
伊達経由保原線	半道	県道保原伊達桑折線 伊達市保原町字東台後 10 付近
伊達経由保原線	桃陵中学校	伊達市保原町字大和 18 付近
伊達経由保原線	猫川	伊達市保原町字将監 25 付近

※別紙路線図参照

6 停留所を設置する場所

路線名	停留所名	所在
伊達経由保原線	栄町	伊達市保原町字栄町 64 付近
伊達経由保原線	伊達高校前	伊達市保原町字元木地内（伊達高校前）
伊達経由保原線	薬師前	伊達市保原町字城ノ内（薬師堂前）
伊達経由保原線	赤橋	伊達市保原町字赤橋 49 付近
伊達経由保原線	保原駅	伊達市保原町字東野崎地内（保原駅）

※別紙路線図参照

7 廃止しようとする区間の状況

(1) 運行状況

①運行経路 保原栄町交差点～「猫川」

②運行本数 平 日 福島駅東口～猫川【8本】 猫川～福島駅東口【7本】

土日祝 福島駅東口～猫川【6本】 猫川～福島駅東口【6本】

(2) 利用状況

①各年度利用者数（人）

系統名称	H31	R2	R3	R4	R5	R6
伊達経由保原線	86,676	70,291	62,228	73,306	72,858	77,171

②各年度停留所別利用者数（人）

系統名称	H31	R2	R3	R4	R5	R6
半道	178	105	122	390	145	268
桃陵中学校	36	38	23	295	171	36
猫川	165	144	156	268	171	177

8 運行事業者

福島交通株式会社

9 改正予定日

令和7年10月1日

10 今後のスケジュール

伊達市地域公共交通活性化協議会

- ・伊達市から福島県へ同意書提出
- ・福島交通株式会社から福島運輸支局へ届出
- ・令和7年10月1日 路線バスの経路変更による運行

計画の期間延長について

伊達市地域公共交通計画及び伊達市地域公共交通利便増進実施計画の期間延長について、次のとおり承認を求める。

令和 7 年 5 月 27 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 計画期間延長の趣旨

伊達市地域公共交通計画（以下、伊達市交通計画）及び伊達市地域公共交通利便増進実施計画（伊達市実施計画）は令和 3 年度から今年度までの計画となっているため、見直しの時期となっている。

伊達市交通計画及び伊達市実施計画は、令和 6 年 3 月に策定された福島県地域公共交通計画（以下、福島県交通計画）や令和 7 年 2 月に策定された福島県県北圏域公共交通利便増進実施計画（以下、福島県実施計画）と整合を図る必要があるため、これら県の計画に合わせた計画期間等の修正を行う。

2 計画期間延長の理由

伊達市交通計画及び伊達市実施計画では、計画期間の令和 7 年度までに路線バスの再編及び鉄道アクセス線の導入が記載されているが、都市拠点に位置づけられているイオンモール伊達の開業の遅れなどにより、計画期間内での再編には至っていない。

一方、福島県交通計画及び福島県実施計画では、沿線自治体をはじめ交通事業者等関係者と具体の再編時期を調整しており、令和 7 年度は「月の輪経由梁川線」と「月の輪経由保原線」の統合、その他の路線に関しては、令和 8 年度以降の再編を予定している。

福島県交通計画及び福島県実施計画の路線再編の方向性に関しては、福島県地域公共交通活性化協議会、同県北部会及びワーキング会議の議論により、市の交通計画の方向性に基づいたものとなっている。

福島県実施計画では、国への認定に伴う特例措置などがあり、各自治体の地域交通計画においても、県の計画と合わせ特例制度の活用などの記載をする必要がある。そのため、伊達市交通計画においても国補助や特例制度の活用する内容を計画に反映することが求められる。

3 計画期間延長の方向性

計画の方針自体の変更を伴わないことから、従前のデータに基づき軽微な修正のみを行うこととする。また計画期間中に変更のあった関係法規や関係計画などを元に変更することは行わない。

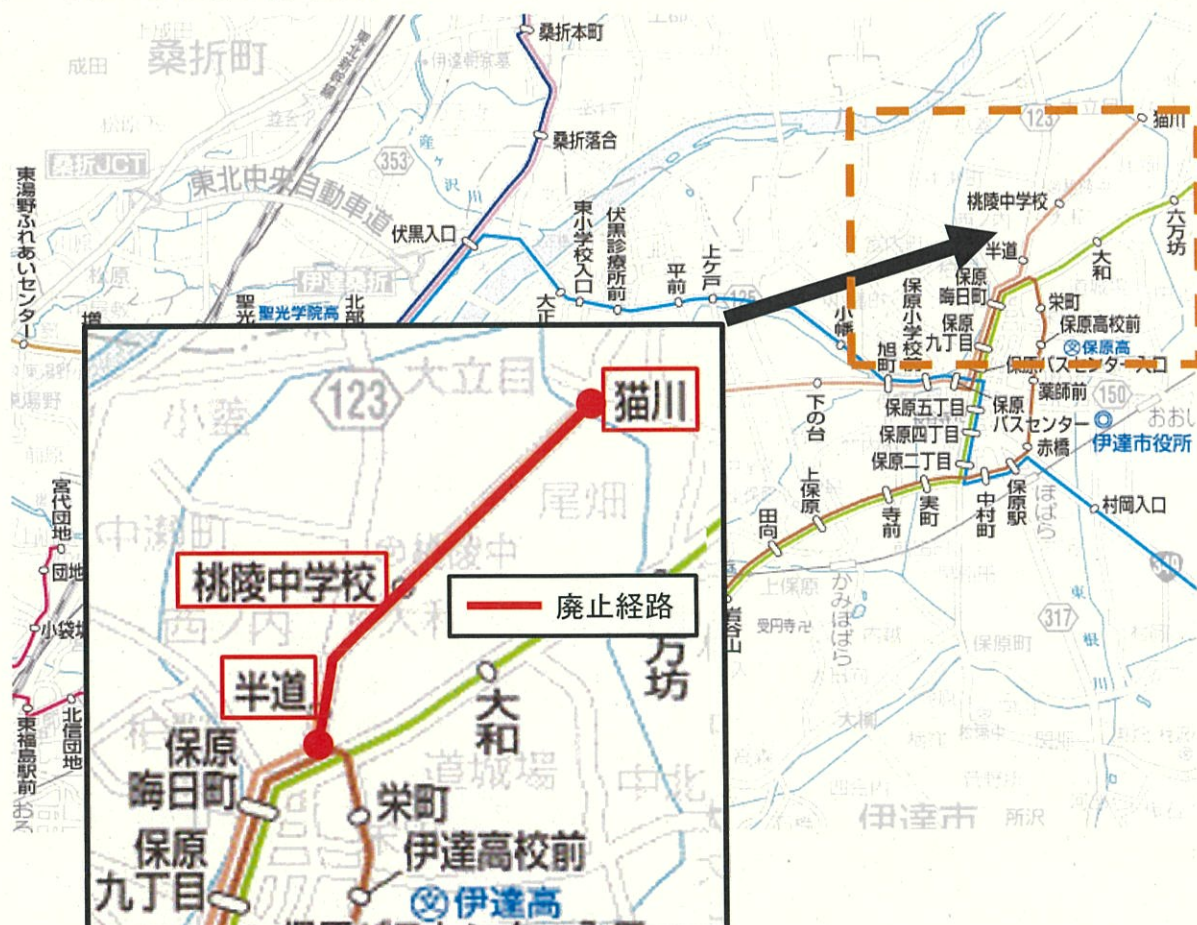
4 計画期間延長に伴う変更内容

現行の計画期間（令和 3 年度から令和 7 年度）を令和 8 年度までとし、1 年間延長する。

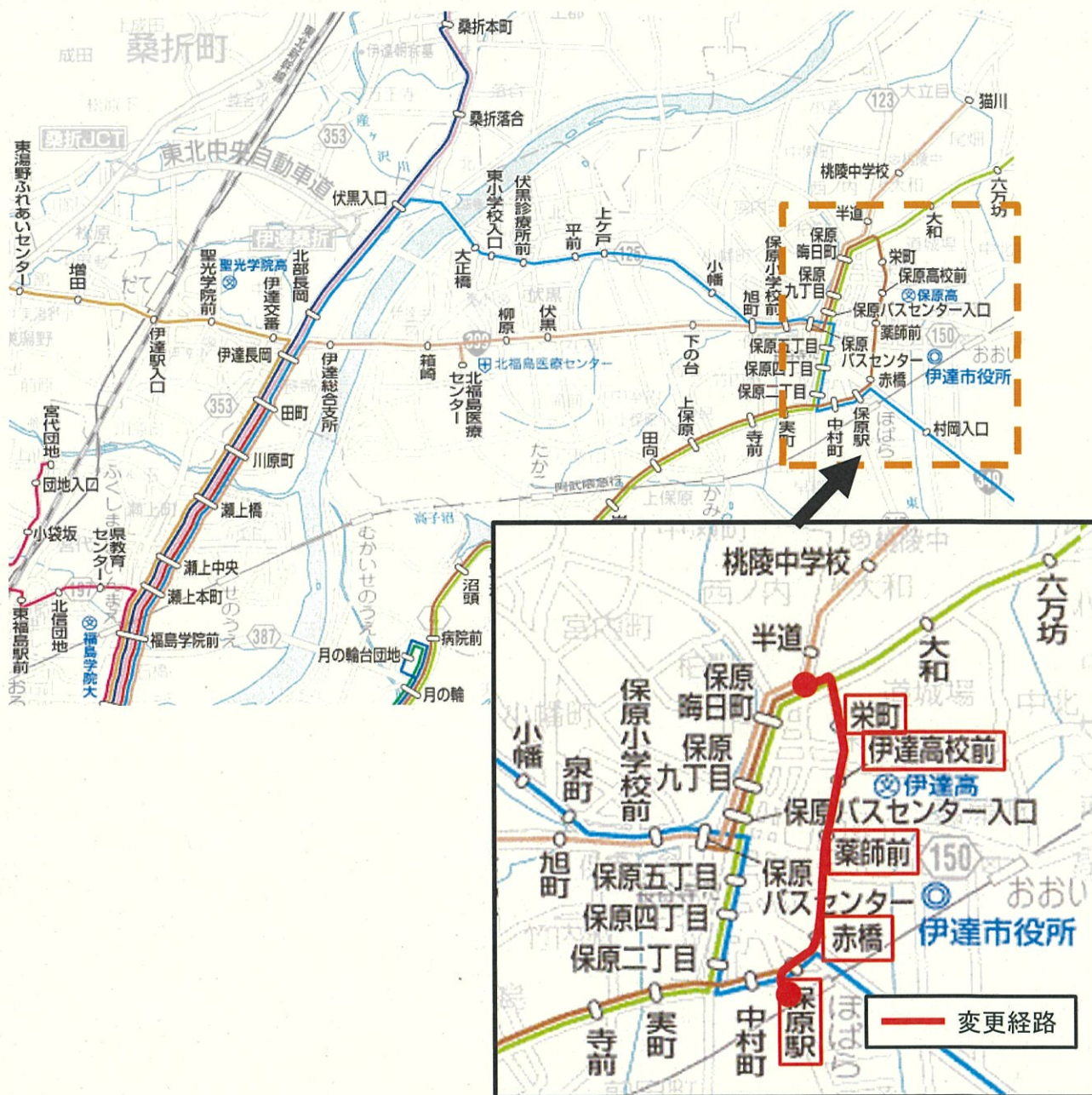
1 路線バス「伊達經由保原線」路線図



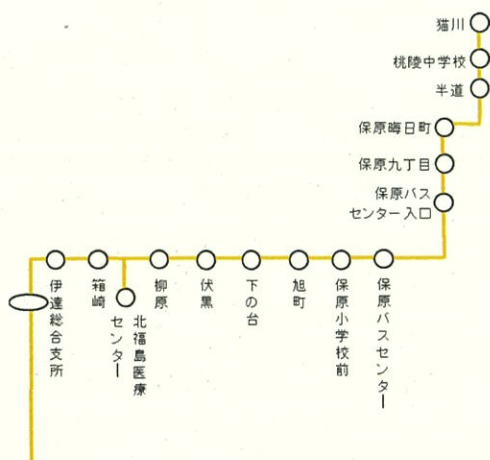
2 廃止となる運行経路



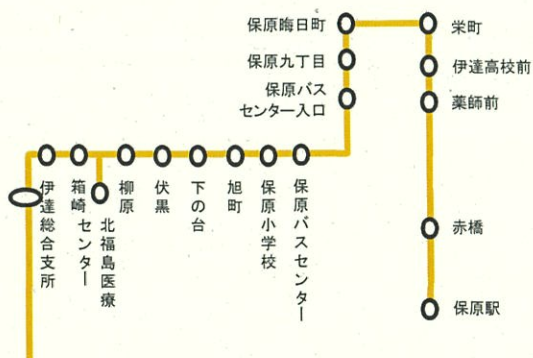
3 経路変更の運行経路図（案）



変更前運行系統図



変更後運行系統図



各計画の期間

計画の名称	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
福島県地域公共交通計画										
福島県北圏域地域公共交通 通利便増進実施計画										
伊達市公共交通計画										
伊達市地域公共交通通利/便増 進実施計画										

2024年4月から2031年3月 (7か年)

2025年10月から2031年3月 (5か年6か月)

2021年4月から2026年3月 (5か年)

2021年4月から2026年3月 (5か年)

2027年3月 (1か年延長)